

平成二十四年十二月十日発行
皇學館論叢第四十五卷第六号
抜刷

宮家制度の成立と展開

所

功

宮家制度の成立と展開

所 功

はじめに — 本誌創刊のころ —

ただいまご紹介を賜りましたとおり、私は皇學館大学に十年近く勤めさせて頂きました。その後も、いろいろと御縁がありまして、伊勢に来ると本当に懐かしい思いがよみがえります。

昭和四十一年（一九六六）春、名古屋大学の大学院（修士課程）を終えて、この皇學館大学に採用され、教員としての正式なスタートを切りました。それから三年目の昭和四十三年の春、この皇學館大学人文學會ができて、この学術誌『皇學館論叢』も創刊されたのです。

その当時は振り返ってみますと、皇學館大学が再興されて七年目、まだ草創期でした。けれども、「学問で学界に貢献しよう」、また「若い研究者を大いに育てよう」という気運が、この大学にみなぎっていました。とりわけ国史学科教授（のち学長）の田中卓先生が、そのことを強く主張されまして、「この伊勢は、交通の便からいえば誰でも来やすいところではないかもしれないが、まさに日本の学界で中心的な役割の果たせる、世界にも貢献できる大学でありたい。そのためには、自ら雑誌を持ち、それで一番いい研究成果を発表していく。それがまた若い人々の登竜門ともなるにちがいない」と言われました。

このような構想は、先ほど半田美永教授も仰いましたが、今あらためて非常にありがたいがたく思います。最近の若い研

究者は、この大学でもそうでしょうが、いっぱい発表の場に恵まれています。けれども当時、私どものような駆け出しが書いた拙稿を載せてくれるような雑誌は、それほどありませんでした。皇學館に対する理解も未だ十分でない時期でしたから、一所懸命に書いても容易に載せてもらえなかったのです。それなら、自分らで学術誌をつくり、公正に評価してもらおう、ということになりましたのは、大変重要な意味を持っていると思います。

当時、私は国史学科の助手でありましたから、この『皇學館論叢』創刊に向けて雑務を手伝わせていただきました。しかも創刊号に必ず何か書くよう言われ、何とか纏めたのが「意見封進制度の成立」という研究ノートであります。名古屋大学における学部卒業論文の一部を基にしたものです。私の卒論は、平安前期末に政治家としても学者としても活躍した三善清行という文人官吏の伝記的な研究です。この三善清行は、教科書にも出てくる「意見十二箇条」で政治改革を提唱した人物です。上代社会でも、宮廷官人たちが自分の「意見」を封進するという制度が、大宝（七〇一年）以来の律令法（公式令）で定められるに至った経緯を、卒論に手を加えてまとめ、『皇學館論叢』創刊号（昭和四十三年四月）に出させて頂くことができ、本当にありがたく思いました。

ここに若い学生さんもおられますが、学部の卒論というのは、将来、専門の研究者になるか否かにかかわらず、非常に重要なものです。普段、一般教養や各専門の勉強も大切ですが、最終的には卒論を書く。そして、一生でこれ以上勉強したことがないと思えるような知的修練をする。それによって、狭いかもしれませんが、自分の努力で深いことがわかりますと、他のテーマについても、こういう方法でこういう風に詳しく調べれば、こういうことまで明らかにすることができるとは、という見通しが立ち、応用することもできるだろうと思います。私も自分なりに全力を尽くして卒論に取り組みました。そして、この皇學館へ赴任してからも先生方の御指導を賜わり、卒論をベースにして、この『皇學館論叢』や『紀要』『藝林』などに次々と書かせていただいたことが、研究者のスタートになっております。

そのような意味で、今回こちらから何かお話しするように言われまして、ありがたくお受けした次第です。不十分な内容でありますけれども、時間が限られておりますので、本題に入りたいと思います。

一 皇室制度の史料集・研究書

皆さまのお手許にレジユメのようなものが渡っております。それをご覧いただきながら、お聞き取り願います。元来、縦書きの原稿なのですが、こちらの人文學會事務局で入力していただき、他のものと合わせるため、横書きにしてもらいました（そのため後掲資料はページ数が逆順）。

まず前半（1～10）は、今回作成した「宮家制度の成立と展開」という要点メモと「桂宮第十一代淑子内親王の略年譜稿」という年表、さらに後半（11～18）は、「皇族女子を当主とする宮家の設立とその在り方」という要旨と参考資料です。この後半は、先ほど岡田登教授がおっしゃいましたように、七月五日、内閣官房の方で進めております「皇室制度に関する有識者ヒアリング」（第六回）へ招かれた時に用意したレジユメでございます。

本日は「宮家制度の成立と展開」というテーマでお話をさせていただきます。私の専門は、主に平安時代の法制文化史が研究の中心でありますから、他の時代や分野のことを十分に存じません。しかし、皇室のことは早くから関心がありまして、平安時代のみならず、建国以来の歩み、あるいは中世・近世から近現代のあり方についても、それなりに少し勉強して参りました。とはいえ、宮家制度そのものについて自分で詳しく研究したわけではありません。ただ、幸い便利な史料集や研究論集が出ておりますので、そういうものに学び始めたところでもあります。

ちなみに、私どもは研究を進める際、もちろん自分でオリジナルに史料を集めなければなりません。ただ、関係の史料集などが出ておれば、それも有効に活用したら良いだろうと思います。

少し横道に逸れますが、私どもは学生時代から『古事類苑』という便利なものを見つけまして、使おうとすると、当時の先生方から「これは使うな」と言われました。概して良く出来ておりますから、あまり便利なものに頼ると、自分で原典を調べる努力をしなくなるから、見ちゃいけないと注意されたのです。

この『古事類苑』という一大史料集の編纂事業は、途中から神宮司庁が引き受け、明治後半に神宮皇學館も深く関係しています。そのお一人に広池千九郎という学者がおられました。この方は、大分から京都へ出て来られ、自分で『史学普及雑誌』などを作っておられました。『古事類苑』の仕事に抜擢されて東京へ移り、大いなる貢献をされました。その間に、東京帝国大学の穂積陳重という民法の先生から厳しい指導を受けて、中国や朝鮮の家族制度を中心とする東洋法制史の研究に取り組み、東大で法学博士の学位をとられ、それから神宮皇學館の教授となり、神道史と法制史の講義を担当されたことがございます。

この『古事類苑』で最も早く作られた「帝王部」には、宮家制度の関連史料も少し入っています。しかし今では、最も詳しい『皇室制度史料』というものが出ております。これは戦前の帝国学士院編『皇室制度史』を受け継いで、戦後に宮内庁の書陵部で編纂してられました。その中に「皇族」という篇が四冊あり、特に今日お話しする内容に関係の深い史料が第四冊に網羅され、そこに簡潔な解説も付いています。

とりわけ「世襲親王家」の成立事情とか、その展開過程とか、その経済的待遇などについて上手にまとめられています。この編纂に関わられたのは宮内庁書陵部の研究者であります。しかも、その中の一人で武部敏夫という方が『書陵部紀要』第十二号（昭和三十五年）に「世襲親王家の継統について―伏見宮貞行・邦頼両親王の場合―」という論文を載せておられます。世襲親王家のうち特に伏見宮家のことを中心に研究されたものです。他にもいろいろあると思いますが、何より上質の史料集として『皇室制度史料』、および論文として武部先生のものがあります。

もうひとつは、宮家制度そのものではないのですが、現在こちらにられます上野秀治先生などが実質中心となつて編纂されました霞会館の『旧華族家系大成』（吉川弘文館）という大変貴重な系譜集成がございます。これは平成に入ってから増補されて、今それを使わせていただいています。その中に旧宮家の方々のことなども出て参ります。それから、この問題に比較的早くから関心を持たれたのが、同志社大学の高久嶺之介という方でして、この教授が書かれた論文を一二挙げておきました。

しかし、宮家に関わる研究が、積極的に行われるようになったのは、むしろ平成に入ってからだと思います。私の知り得ている範囲で申しますと、浅見雅男という方が『闘う皇族―ある宮家の三代―』（角川選書、平成十七年）とか『皇族誕生』（角川書店、平成二十年）という本を書かれました。浅見さんは、『文藝春秋』の名編集者で現在も在籍しておられます。私は共同通信にいた高橋紘さんを通じて浅見さんを知り、いろいろなことを教えてもらいました。慶応義塾大学の経済学部出身ですが、非常に歴史がお好きで、プロ以上の仕事をしておられます。

若い学生の皆さんは、大学院へ進んで専門の研究者になる人もあるでしょうが、本当に歴史や文学が好きであれば、それを十年・二十年と続けていかれてますと、セミプロからプロ級のお仕事をされることも可能だと思います。実は今やいろんな分野でプロとアマの境がほとんどなくなりつつあります。もう下手なプロよりも優れたアマチュアがいっぱい出ています。

この浅見さんは、今やこの方面の第一人者と言ってよいと思います。この方の書かれた本は、主として幕末から明治にかけて、宮家が増えた経緯、それに関わる大正から昭和まで続く複雑な問題を取り上げられておられます。中には、いろいろなことが率直に書いてあります。率直というのは、どんなことであれ光も影もある、その影の部分も目をそらさず、調べ尽くして遠慮なく書かれています。そのため、「ええっ、こんなことか」とか、「ええっ、どう

してなの」と思われることも少なくありませんが、確かな史料を丹念に調べられ「そんなこともあった」ということを我々に知らしめられたのです。

もう一人、小田部雄次さんという方がおられます。立教大学を出られ、近代史のうち、とりわけ皇室に関係することを研究してこられました。特に梨本宮伊都子さまの日記を全文解読するという共同作業を進める過程で、梨本宮家のみならず、他の宮家にも関心を持たれ、幾つかの書物を出して来られました。ここにあげた『皇族―天皇家の近現代史―』（平成二十一年）は、中公新書であります。非常に詳しく書かれた力作です。先ほど挙げました何人かの成果も取り入れられ、主として幕末・明治から戦後に至る宮家・旧宮家のことを書かれています。これ以外に、一昨年、『天皇と宮家』（新人物往来社、平成二十二年）という本も出しておられます。

それから雑誌の特集「天皇家と宮家」を挙げておきました。これは新人物往来社から出ている月刊『歴史読本』の平成十八年十一月号に、当時の編集長から「宮家の特集をするので手伝ってほしい」と言われ、微力を尽くしました。私も書きましたが、その中に、今谷明さん、若松正志さん、久保貴子さん、高橋紘さん、小田部雄次さん、野村玄さん、藤田大誠さん（藤田さんは確か皇學館高校の出身で、今は國學院大学の准教授です）、それから清水節さん（節さんは清水潔学長の御令息です）、それから今日も何かと御尽力いただいている大平和典さん、また私が京都産業大学で指導しました川田敬一さん（現在金沢工業大学准教授）などの協力を得ました。そのおかげで、かなりよく出来た特集雑誌になったと思います。今この大半を再編して単行本化することになり、私の新稿を加えて、『日本の宮家と女性宮家』という題で九月の出版を目指し努力をしているところです。

このように最近十年ほどの間に、宮家・皇族に関する研究成果が数多く出ております。今日は、これらを参考にしながらお話をさせていただきます。中身は、大きくわけてⅠ・Ⅱ・Ⅲとしました。まずⅠ「前近代の世襲親王家」に

ついで、これは多くの方がすでにご存じかと思えますけれども、あらまし申し上げます。次いでⅡ「近現代の伏見宮家系宮家」について述べたいと思います。その上でⅢ「現存宮家の相続と新宮家の創設」ということに関連したお話をさせていただきます。

なお、そのもう一つの括りの方に、その裏付けとなる史料を引用してあります。これは、有識者ヒアリングに参りました時に作ったものですが、その説明を先にさせていただきます。

ヒアリングは三〇分という制限がありましたので、まず全体の要旨を一から九にまとめて一枚にしました。ついで、それを裏付ける形で「宮家の来歴と今後のあり方」に関する資料を加えました。さらに「四親王家と近現代宮家の継承次第」と題して、伏見宮家・桂宮家・有栖川宮家・閑院宮家の継承次第を分かりやすく示しました。その後に、近代宮家の中でも、とりわけ明治天皇の四内親王が降嫁しておられる四宮家を中心とした系図も入れました。そして最後に、現在の皇室を構成される方々、その方々が十年後・二十年後・三十年後にどのような年令構成となるかという略図と、今後「女性宮家」というものを可能にするか、あるいは、どういふ形で考えられるか、についての私案も略図で示しました。今日の話はその内容に及びませんが、今後議論の参考にしていただけたら幸いです。

このたび新たに作りしたのは、もう一種類の「桂宮家第十一代・淑子内親王の略年譜稿」であります。これは宮内庁所蔵の『四親王家実録』に基づいて作りました。ご承知のとおり、宮内庁に書陵部という専門図書館があります。ここは一昔前まで、いろいろ厳しい制約がありまして、今も江戸時代までの史料は、拝見も撮影も容易ではありません。しかし、明治以降の公文書類については、同庁に併設の「宮内公文書館」へ移管されましたから、基本的に支障のない限り見せていただけることになりました。

その中に、大正時代から昭和にかけて編纂された『天皇・皇族実録』という膨大な史料集があります。これは神武

天皇から孝明天皇に至る歴代天皇の実録と、さらに世襲宮家の実録から成っています。詳しくは拙稿『「天皇・皇族実録」の成立過程』（平成十八年「産大法学」四〇巻一号）をご覧ください。

そのうち『歴代天皇実録』は既にゆまに書房という所から数年かけて出版され、今では簡単に見られます。しかも、久しく部外者には見せてもらうことさえできなかった「皇族実録」が、つい最近、拝見できることになったのです。のみならず、それを撮影することまで認められると聞きましたので、四月・五月に参りました。

撮影というのは、今やデジカメ時代ですから、自分のデジカメを持ち込んで自由に撮影させてもらえます。まったく夢のような話です。私は機器に弱いので、モラロジー研究所の橋本富太郎研究員に同行してもらい、八百枚ほど撮らせてもらいました。これはまだ活字になっていませんが、今では清書された原本を見せてもらえますし、撮影までさせてもらえる、という時代になりました。こんなことあまり行き過ぎてよいのかなあ、という気もいたしますが、ともかくそれに基づいて年譜を作りました。

これは今日の為に初めて作ったものです。この『桂宮家実録』の「淑子内親王実録」を、関係者以外で撮影したのは私が初めてだといわれましたから、こういう形で使うのも最初だと思います。一部分のピックアップ年表ですけれども、これを手がかりとして、詳しくは原本を見られ、研究などに役立てていただけたらと思います。

二 前近代の世襲親王家の来歴

(一) 令制「皇親」の範囲

それでは、まずレジュメⅠ「前近代の世襲親王家」から始めます。本日も主題に掲げました「宮家」という言葉は、

公的な法令用語ではありませんが、便宜的に使われています。平たく言えば、皇室というのは、大きな名家だとみられ、「皇家」ともいわれます。そのうち、本家にあたるところを「内廷」と言い、それに対して分家にあたるのが「宮家」です。

現在、私どもは「日本国憲法」のもとに「皇室典範」という法律をもっていますが、もう一つ、「皇室経済法」という法律もあります。その「皇室経済法」では、「皇室費」のうち、内廷の方々の為の費用を「内廷費」といい、宮家の方々の費用を「皇族費」と言っております。ヒアリング資料の参考資料末尾に「皇室（内廷と宮家）の構成略系図」があります。ここで「内廷」というのは、点線で囲んでありますように、天皇・皇后両陛下と皇太子・同妃両殿下および御長女の敬宮愛子内親王、この五方を内廷の方々と申します。ただ念のため言えば、天皇のみは格別の御存在として皇族と申しません。ですから、天皇と皇后以下の皇族四方、合わせて五方が内廷という本家を構成されます。皇室において特別に重要な存在は、この内廷の方々であります。ただ、お住まいは、天皇と皇后が皇居におられ、皇太子御一家は東宮の方におられます。

それに対して、「宮家」はご存じのとおり、例えば、皇太子殿下の弟君の秋篠宮家に御夫妻と一男二女、また今上陛下の弟君の常陸宮家に御夫妻、さらに昭和天皇の末弟の三笠宮家に御高齢の御夫妻がおられます。しかも、そのもとに御長男の寛仁親王が独立しておられ、その当主が最近（六月六日）亡くなられましたけれども、そこに妃殿下と二女がおられます。御二男の桂宮様は独身で病床にあり、御三男の立てられた高円宮家の当主は十年前に急逝されましたが、そこに妃殿下と三女がおられます。こういう形で、分家の宮家が現在六家ございます。

このような宮家について、歴史をさかのぼり、トータルに考えてみたいと思います。その場合、歴史の境目をしっかり押さえておかなければ正確な理解になりません。日本歴史の時代区分は、古代・上代・中世・近世・近代・現代

の六つに分けると判りやすいのですが、もう少し大まかに江戸時代までと明治以降、前近代と近現代に分けますと、皇室のことなど、かえって理解し易くなると思います。やはり、古代・上代から中世・近世までは、一つの括りにする。それに対して、近代と現代も別の括りになるということです。

前近代の皇室は、法制度などにそれほど縛られない、法を超えた存在として続いて参りました。律令法というものは、天皇がお定めになるもので、天皇はその上に立たれる存在として律令法などに拘束されない、ということでありました。それに対して、近現代の立憲君主制というのは、天皇・皇族もすべてその法のもとに置かれ、それを守られるということになりました。これは大きな違いであります。

そういう意味で、前近代のことを制度として捉えることは難しいのです。ただし、部分的に制度化されていることを踏まえて申します。例えば、大宝・養老令に「継嗣令」という篇がありまして、「およそ皇の兄弟と皇子を皆親王と為す」と定めています。この場合、兄弟とか皇子と書いてありましても、そこに女性の姉妹も皇女も含むことが、法文をよく見ればわかります。そこで（ ）の中に補って示せば、「およそ皇（天皇）の兄弟（姉妹）と皇子（皇女）を皆親王（内親王）と為す」という規定であります。

これに加えて、その原注に「女帝の子も亦同じ」とありますから、女帝のお子さまでも、親王とか内親王に成り得るといわけです。女帝というのは、その当時までに推古・皇極ニ齊明・持統の三方四代が実在されまして、いずれも皇室に生まれた皇族（内親王・女王）です。三方とも男帝と結婚された後、皇太后から女帝とられました。従って、その間に生まれたお子さまは、男帝の子として皇子・皇女ですから、親王・内親王となります。ただ、皇極ニ齊明女帝は、敏達天皇の孫茅渟王の子（令制の女王）であり、初め女王として高向王（用明天皇の孫）と結ばれました。その王と女王の間に生まれた漢王は四世孫の王ですが、母君の即位に伴って、その子の漢王は漢親王と称されること

になったわけです。

さらに、「以外は並びに諸王（女王）と為す。親王より五世は、王（女王）の名を得と雖も、皇親の限りに在らず」とあります。これは非常に重要な規定でありまして、要するに、天皇のお子さま（皇子・皇女）と天皇の兄弟姉妹のみが親王・内親王であり、それ以外の二世以下は諸王・女王として区別されました。しかも、天皇のお子さまから数えて四世までは、王とか女王と言い得るけれども、それ以降は王・女王と称しても「皇親」の限外、皇族とみなさないという規定であります。

この「皇親」というのは、天皇の親族という意味です。これは現在の皇族とはちよつと違います。これも前近代と近現代の違いでありまして、明治二十二年の「皇室典範」以降、もともと皇室で生まれ育たれた皇親以外に、結婚して皇室へ入られる臣籍（華族でも）出身の女性も皇族というようになったのです。別の言い方をしますと、前近代に皇統以外で皇室に入られた光明皇后は、藤原氏の出身ですから、純粹の皇族とはみなされなかつた。そのため皇后の敬称は、陛下でなく殿下でありました。それが明治以降は、外から入られた方も皇族としましたから、現に正田家より入られた美智子さまは、皇后として陛下の敬称が用いられるのです。

(二) 世襲宮家の成立とその役割

このような天皇の一親等（一世）のみを親王・内親王と称し、二世から四世（玄孫）までを諸王・女王として区別しの子のみならず、五世以下を皇親とみなさない、という継嗣令の規定は、前近代を通じて生きています。しかし、平安時代に入るところから、一世の皇子・皇女でも、臣籍降下して源氏や平氏などになるケースが出てきます。他方、何代か後の王でも、天皇の名目養子（猶子）になれば親王の称号を宣下されるようになりました。

そこで、鎌倉時代以降、いわゆる世襲親王家が成立したのです。天皇の孫以下に生まれられても、時の天皇か上皇の猶子（名目養子）になれば、天皇の子とみなされて親王の宣下を蒙り、それで親王として宮家を相続することができた。その段階で世襲親王家・世襲宮家というものができたわけです。

これによって、室町時代から江戸時代にかけて四親王家というものが誕生します。詳しくは申しませんが、皇位継承に絡んで、それに外れた方の救済措置として等々、いろいろな事情があつてスタートしています。ただし、最後の閑院宮家は、明らかに目的を持つてつくられました。

なぜかと言えば、伏見宮家と桂宮家と有栖宮家は、もともと皇統の備えとしてつくられたわけではありませんが、結果として、後花園天皇や後西天皇が出ておられ、そういう役割を果たされました。しかし、江戸時代の皇子・皇女は、数が増えますと経済的に維持が困難なため、当家を相続する方以外は、ほとんど出家せしめられました。それがどんどん進みますと、皇室の将来を担える方がなくなりかねません。そこで、新井白石という幕府の知恵者、將軍徳川家宣のブレーンが、もう一つぐらい世襲宮家がいるという進言をして、新たに立てられたのが閑院宮家であります。しかも、この閑院宮家三代目に幼い兼仁親王がおられたおかげで、光格天皇として皇位に即されました。

このように結果論から申しますと、世襲宮家があつたおかげで、皇家の中心部分に後継者がおられなくなった場合、分家の宮家から入られて皇統をつなぐ役割を果たされた意味は大きいと思います。

(三) 桂宮家の猶子による継承

その世襲四親王家のうち、桂宮家について詳しく申し上げます。この宮家は、豊臣秀吉の頃に出来たのですが、なかなか男子で家をつなぐことが難しい、まして実子でつなぐことが極めて難しいという典型例であります。

すなわち、初代の後から十代のうち、実子はわずか三例であります。その他は養子ですが、その養子を取っても最後は男子が得られないというので皇女が迎えられた、皇族女子を当主とする唯一の先例を生んだところでもあります。

念のために申しますと、前近代だけでなく、明治の典範ですら、嫡子以外に庶子も認めていました。従って、正室に男子が得られなければ側室の庶子でもよいとして、男系男子による世襲を続けることができたのです。こちらの大平さんが調べられたデータによれば、この桂宮家の場合、嫡子はわずかお一人で、それ以外すべて庶子でありました。あるいは四親王家の当主をみますと、全体でも嫡子はわずか十五、庶子が三十六（七割強）にのほります。つまり、庶子継承を認めなければ、宮家も到底つなぎえなかつたわけです。歴代天皇の場合も、約半数が庶子であります。

しかし、側室にも男子がなく養子も得られない場合、皇女が当主となり桂宮第十代を継がれました。この点をさらに詳しく申し上げておきたいと思います。もう一括りの年譜を見てください。

この淑子内親王というのは、文政十二年（一八二九）に仁孝天皇の第三皇女としてお生まれになりました。生母は側室の藤原妍子、甘露寺家の出身です。皇女は幼名を敏宮と称されました。途中を省きますけれども、やがて天保十三年（一八四二）内親王宣下を受けられます。当時は皇女に生まれても直ちに内親王ではありません。十四歳の時、初めて内親王の宣下を受けられ、淑子すくという御名前を賜わったのです。この方は、十二歳の時に、閑院宮家五代の愛仁親王の許嫁、婚約者になっておられたのですが、その愛仁親王が残念ながら亡くなってしまいましたので、この婚約は解消されました。そういうこともあってか、この淑子内親王は一生、独身を通しておられます。

その後いろいろなことがある中で、お住まいも転々とされました。とくに安政の内裏大火では、一時的に閑院宮邸へ仮寓されていたことがあります。そのころ、將軍徳川家茂に降嫁しました皇女和宮は、桂宮邸に避難しておられた。この和宮親子内親王は敏宮淑子内親王の妹さまであります。

やがて桂宮邸におられた皇女和宮が將軍の許へ降嫁されましたので、その空いた桂宮邸に姉の淑子内親王がお入りになった。これは文久元年（一八六一）十二月のことであります。そこで、桂宮家に仕える人々は、この淑子内親王を見て、何とか桂宮家を継いでいただきたい、ということをお願い出ています。

どうしてかと言いますと、桂宮家はなかなか実子が得られないので、次々と天皇のお子さま＝皇子を養子に迎えています。しかも、第九代の盛仁親王は、光格天皇の皇子ですが、わずか二歳（実は満十一ヶ月）で亡くなります。それから二十二年にわたり空主のあと、第十代に迎えられた節仁親王は、仁孝天皇の皇子ですが、この方も四歳（実は満二歳四ヶ月）で亡くなり、それから再び二十六年間も空主になっていたのです。つまりざっと言いますと、五十年近くも当主のいない状態が続いていました。

そこで、桂宮家の家臣たちは、たまたま和宮さまの後に入って来られた敏宮淑子内親王に是非とも当家を継いでいただきたいと申請するわけです。実に丁寧な申請をしたところ、それが時の孝明天皇に認められ、皇女として初めて世襲宮家を継がれる実例ができたわけです。

その後、いろいろな経緯がありました。詳細な実録の記事を見ますと、桂宮家がどんなことをして来られたのか、とりわけこの淑子内親王を当主に迎えてどのようにして来られたか、具体的にわかります。一々説明しませんが皇室では、幕末から明治に入りますと、従来、ほとんど先祖のお祭りなど仏式でやって来られましたことを、やがて神式に改め、この桂宮家でも神式のお祭りをしておられます。明治八年には、先代の神式四十年祭が書院の上段の間で斎行されています。

ちなみに、この桂宮家の本邸は、今もある桂離宮ではありません。あれは離宮でありまして、桂宮邸というのは、京都御所の北側、今出川通りに近い北御門に入った辺りが宮邸跡であります。現在は宮内庁職員の宿舎になっており

ます。そこに長らく住まっておられ、そこで神式のお祭もされたということです。

ただし、ずっと結婚されず、養子も迎えられませんでしたから、明治十四年（一八八一）に亡くなられますと、この桂宮家は絶えてしまいます。これをみますと、目下検討されている女性宮家も、皇族女子が当主となるだけでなく、その方が結婚されて子孫も皇族として相続できるようにしなければならぬと思われまます。

三 近現代の伏見宮系宮家

（四）伏見宮邦家親王の王子多数

ついでレジュメのⅡ「近現代の伏見宮系宮家」であります。これまた、別の系図も詳しく見ていただければわかるとおり、近代の宮家はほとんど伏見宮第二十代邦家親王のお子さまが宮家の創立を認められて出来たのです。皇學館の創立に関係の深い久邇宮家・賀陽宮家も、あるいは山階宮家・小松宮家・華頂宮家・北白川宮家なども、すべて伏見宮邦家親王の子孫であります。

こういう宮家が何故こんなに次々立てられたのかといえば、幕末から明治の初めにかけて、従来、幕府の抑圧統制のもとで小さく弱く閉じ込められておりました皇室を、もっと大きく強くしなければいけないということで、天皇・皇太子の支えになる宮家の数を増やそうとしたのです。幕末にほとんど出家しておられました方々を、還俗と申しまして、もういっぺん皇族に戻し、その方を当主とする宮家を立てたわけです。

ただ、当初は一代限り、せいぜい二代までということでしたが、やがて永世宮家とされました。何故かといえば、江戸時代の後半から順調に皇位が継承されて来たようにみえますけれども、なかなかそうはいきません。仁孝天皇の

皇子は、孝明天皇お一方、ついで孝明天皇の皇子も、明治天皇お一方なんです。他にも男子が生まれながら、次々と亡くなっておられます。明治天皇には十五名のお子さまが生まれながら、そのうち十名が亡くなってしまわれます。男子は後の大正天皇お一方のみ、しかも幼少期からご病気がちでした。そうなりますと、これは心配だということ、一代限りか二代限りとした宮家をずっと残すほかないということ、それが明治二十二年の「皇室典範」により、いわゆる永世皇族として制度化されたわけです。

当時もたくさんさんの伏見宮系の宮家があり、男子も二十名以上おられましたから、もう十分だという意見もありました。しかし、将来どのようなことが起きるかかわからないという心配から、永世宮家にしたわけです。ただ、宮内省編の『明治天皇紀』などを見ますと、これには相当な反対があった。とりわけ三条実美や土方久元、当時の太政大臣や宮内大臣が反対をしております。なぜかと言えば、永世皇族を認めれば、次第に皇族が増える、宮家も増えれば国家の財政負担も過重になります。もう一つは、皇族の方といえども、品位を保持して皇族らしい御活動をなされることが段々と難しくなり、下手をすればスキャンダルに巻き込まれるようなことも起きる恐れがあります。従って、何代か後から臣籍に降下していただくということにしなければいけない、と主張しています。それに対して、総理大臣伊藤博文のもとで法制局長官を務めていた井上毅が「やはり心配だから、永世皇族にしておかなければいかん」と強く主張して押し切ったわけです。

明治天皇はその当時、そういうやりとりをじっと聞いておられました。明治天皇は枢密院の会議にいつも出ておられたのです。ただ、その場では審議に影響を与えないよう一切ご発言をされません。しかし、その直後、土方が御前に出ますと、「今回、永世皇族に決めたのはやむをえないけれども、やはり三条や土方の言うことが正しいと思う」ということをおっしゃった。やはり将来を心配しておられた。皇族がたくさんおられることは、一見いいことなのだ

けれども、増え過ぎれば、いろいろと問題が起きる、これを何とか調整しなければいけない、というお考えも当初からもつておられた。それゆえ、やがて典範を増補するという形で改正することになったのです。

(五) 内親王の降嫁、王・女王の降下

この明治天皇は、伏見宮系の宮家が男系だけで辿れば数百年も離れすぎているため、そこにご自分の皇女、四名おられた内親王を降嫁せしめておられます。しかも、そのうち北白川宮家以外の竹田宮・朝香宮・東久邇宮の三家は、この機会に新しく立てられたのです。これによって、男系の流れでは遠くても、明治天皇の皇女⇨内親王を通じて皇室に近い方が皇族としておられる、そういう二重構造になったわけです。

この辺りは評価が分かれるところですが、おそらく明治天皇としては、皇室という大きな名家を永続していくため、本家だけでなく分家も存在しなければならぬが、あまりにも離れた伏見宮系の皇族には懸念を持っておられた。それゆえ自らの皇女を降嫁させることにより、母方を通じて現皇室に近い宮家をしっかりと立てようとされたのであらうと思われます。

ついで近代に入って増え始めた皇族の降下問題について申し上げます。「皇室典範」の制定から十数年たった明治四十年（一九〇七）、「皇室典範増補」という規定が作られました。これを説明する前に、少し補足しておきますと、明治の「皇室典範」では、親王の幅を律令制より非常に広げまして、天皇のお子さまから四世（玄孫）までを親王・内親王としました。律令制下の「皇親」をすべて親王・内親王のランクに入れたのです。しかも、それにつぐ五世からの子孫を、永世すべて王・女王とすることになりました。

そこで、この宮家皇族が増えすぎないように、徐々に減らす方策が検討されます。その結果、四世までの親王・内親

王は必ず残すとした上で、五世以下の王・女王を順次臣籍に降下せしめる一策として、「王は勅旨又は請願により家名を賜ひ華族に列せしむ」とか、「王は勅許により華族の家督相続人となり、又は：華族の養子となることを得」ということが定められました。順次、華族に降下してよろしいとか、養子に入つてよろしい、ということが決められたのです。

その際に大事なことは、増補の第六条で「皇族の臣籍に入りたる者は、皇族に復することを得ず」と厳しく定められました。皇室を出た者は、再び皇室に戻つてはならない、ということが決められたのです。これは「君臣の分義」と言いますけれども、「皇族」という特別の身分と、「臣民」という一般の身分は全く違うということを明確にしておかないと、国家の秩序が混乱するからです。そこが曖昧になつてきますと、もと皇族だとかその子孫だということでも、自分も皇族になる資格があるとか、皇位継承の資格もあるというようなことを言う者が出てこないとも限りませんから、そういったことを防止しようとされたわけです。

若い皆さんはご存じないでしょうけれども、昭和二十年（一九四五）の敗戦直後に「自分は南朝の流れを汲むものだから天皇にしてくれ」とGHQに訴えた「熊沢天皇」と称する人もいたのです。血統だけなら皇胤を受け継いでいるという日本人はたくさんいますよ。今年ドラマでやっている平清盛でも、本当かどうかは別として、白河天皇の御落胤という設定になっていますが、あくまで数代前に臣籍降下した平家の当主にすぎません。そのため、太政大臣にまで昇りますが、皇胤だから皇族に戻れるとか、皇位を継げるとは考えなかつた。そんなこと言い出したら、国家の秩序が成り立ちません。一旦、皇族から離れたものは決して復帰してはならない、ということが「皇室典範」の増補に定められたのです。

しかし、この典範増補ができて、華族に降下することを願ひ出る人はほとんどありませんでした。そこで、大正

に入りますと、二つの改正が行われます。一つは大正七年（一九一八）に「皇族女子は、王族又は公族に嫁することを得」という典範増補がなされたことです。これは何故かと言いますと、日本が明治の終わりに朝鮮を併合しまして、朝鮮王公族も日本の中に組み入れられたわけですから、その朝鮮王公族に日本の皇族女性を嫁がせるということになりました。具体的には、梨本宮の方子女王さまが、朝鮮王の皇太子李垠（英親王）殿下に嫁がれることになった際、その結婚相手が皇族なのか華族なのかということが問題になりました。

明治天皇の思召しは、ほとんど皇族と同様に考えておられたようです。けれども、これに異論もありましたので、あえて典範増補が作られました。そして皇族女子は、皇族・華族だけでなく「王族又は公族」にも嫁することができるところを明文化したわけです。これによって、朝鮮王公族は皇族に等しい、皇族に準ずるということが明文化された。そのことをはつきりしなければ梨本宮家としても婚嫁を承服しかねる、という背景もあったと思われます。

なお、明治の「皇室典範」四十四条には、皇族女子が臣籍の華族と結婚して、皇族の身分を離れられても、天皇の「特旨」によりなお内親王とか女王という敬称を尊称として認められる、という規定がありました。しかし、それによって特旨を認められたケースはありません。ただ、梨本宮家では、方子女王を華族より上の朝鮮王公族に嫁がせるのだから、ぜひとも引き続き女王の号を使わせて欲しいという願い出をされたらしくて、大正九年に結婚される直前、方子女王には、朝鮮王の世子李垠殿下と結婚される後も「女王ノ称ヲ有セシメラル、旨、御沙汰アラセラレタリ」ということが官報で知らせられております。これは戦前における特旨を以て女王号を認められた唯一の例です。これをみても、皇族と華族以下の国民との区別を明確にする、ただ朝鮮王公族については、華族よりも皇族に近いことを明示した上で、結婚後も女王号を尊称として引き続き用いることが特旨を以て例外的に認められたわけですね。

もう一つ大事な改正は、大正九年（一九二〇）の「皇族の降下に関する施行準則」というものです。これは枢密院

の議事録に詳細な記録があります。また当時の枢密院顧問官であった倉富勇三郎の克明な日記があります。その審議過程に関する詳細な記事が、宮内庁書陵部におられる梶田明宏・内藤一成両氏により「資料紹介『倉富勇三郎日記』―「皇族ノ降下ニ関スル施行準則」関係抄録（大正八年）」として、『書陵部紀要』五二号（平成十二年）に翻刻され、それでも初めて内容を知ることができました（最近この「倉富日記」が国書刊行会から出版され始めました）。

その結論は、「皇玄孫（四世親王）の子孫たる王…長子孫の系統四世以内（五〜八世）を除くの外（九世以下）、勅書により家名を賜ひ華族に列す」というものです。つまり、それまでの永世皇族制を改め、九世以降は長系の当主でもすべて皇族を降りることが明文化されたわけです。従来、当人の願い出によって皇族を降りることができるとなっていたのを、これからは九世以下すべて降りなければならない、ということになったのであります。

これによれば、伏見宮系の方々は、邦家親王が第二十代でありますから、全部アウトになってしまいます。そこで、例外的に、この伏見宮邦家親王を最後の親王とした上で、その子を一世王として四世までは皇族に留まり得ると認め、五世王以下は全部降下しなければならない、という措置がとられました。

こうして、明治四十年の典範増補と大正九年の「皇族の降下に関する施行準則」によりまして、明治二十二年に定められた「永世皇族制」から「限定皇族制」へと改められた。宮家の皇族は一定の世代が過ぎれば、すべて臣籍降下をせよとせよ、とすることによって、皇室の権威・皇族の品位を保持しようとされ、また国庫の負担も減らそうとされたのです。これが戦前の大きな流れであります。

ところが、敗戦後に難しい問題が起きました。昭和二十年の敗戦につぐ被占領下で、GHQから皇室財産凍結令と皇族の特権廃止命令が出されます。そのため、従来たくさんの費用が充てられ活動もして来られた十一宮家の方々全員（男性二十六名、女性二十五名）に同二十二年十月、臣籍降下していただかざるをえなくなったのです、これは真に

気の毒なことでありますが、被占領下においてはやむをえなかつたのかもしれませんが。

それから五年後の同二十七年四月、日本は講和独立を遂げました。それなら直ちに旧十一宮家の方々を皇族に戻っていたかどうかのような措置がとられてもよさそうです。けれども、旧宮家を復活させようという声は上がりませんでした。

何故なのか不思議に思っていましたところ、昭和二十九年に葦津珍彦という神社新報の主筆により書かれた論文が『天皇・神道・憲法』（神社新報社編刊）に入っています。それをみますと、「事情の如何に拘らず……君臣の分義を厳かに守るために……元皇族の復籍と言ふことは決して望むべきではないと考へられる」と明記しておられます。

この葦津先生は、私も何度かお目にかかり、お教えをいただきましたが、まことに立派な論客であられました。特に戦後の神社界どころか、広く保守系の論壇において、最も重きをなされた方でありました。とりわけ、やがて迎える即位礼や大嘗祭などが順調に行われるよう、その論拠を長らく共同研究され提言もして来られました。その先生が、一方で「男系男子で皇位を継いでもらわなければならないから、そのためには側室を否定せず、庶子の継承も認めなければならない」ということを言っておられるのです。しかし、同時に他方で、被占領下という特殊事情のもとに行われたことであっても、一旦皇室を離れた旧皇族の復籍は望むべきでない、と言っておられます。これは、先ほど申しましたように、明治四十年の典範増補をふまえて、「君臣の分義を守る」ことこそ重要だ、と考えておられたからだろうと思われれます。

ところが、その後、段々に事情が変わってきました。とくに男性皇族が減って、若い皇族はほとんど女性ばかり、ということになりました。そこで、その対策として、旧皇族・旧宮家の方々に再び皇族の身分に戻っていたかどうか、その子孫に皇籍を取ってもらえるようにすべきだという声が、平成十年代から出されております。

けれども、残念ながら戦後すでに六十数年経ちまして、昭和二十二年当時、皇族であった方は既に六十歳代半ばを

越しておられます。まして、そのお子さんやお孫さん世代の方々は、一般国民として生まれ育ち、普通の学校教育を受け利害関係のある会社などに就職されたケースが多い。従って、そのような方々を皇族とすることは、法的にも実際的にもなかなか難しい。また「君臣の分義」からいえば、ふさわしくありません。とはいえ、現に皇族の数が少なくなりつつある今後の状況を考えれば、そのような方策も早晚検討せざるをえないかと思われれます。

四 現存宮家の相続と新宮家の創設

(六) 現行典範による法的制約

最後にⅢ「現存宮家の相続と新宮家の創設」に関して申し上げます。戦後の昭和二十二年五月に施行されました「皇室典範」は、旧典範を大筋で引き継ぎ、いろいろな制約を設けています。その一つが、皇位の継承は（宮家の相続も）「皇統に属する男系の男子」に限り、しかも嫡子でなければいけない、という制約です。もう一つは、内廷も宮家も、皇族間ですら養子を取ることも出すこともできないと禁止しております。いま一つは、皇族女子が一般男子と結婚すれば「皇族の身分を離れ」なければならぬと規定しております。

これはまさに三重の厳しすぎる制約といわざるをえません。これによりまして、お子さんのなかった秩父宮家・高松宮家が既に絶えてしまいました。また、常陸宮家と桂宮様にお子さんがありませんから、やがて存続が難しくなります。さらに三笠宮家も、今朝のニュースによれば、当主の大殿下（崇仁親王）は九十六歳で体調がよろしくないといいことですし、御長男の寛仁親王は最近六月に亡くなられ、そのお子さまは二人とも女性です。御三男の高円宮憲仁親王は十年前に亡くなっておられ、そのお子さまも三人女性です。そのため、現行典範のままなら、この両宮家も

絶えてしまいかねません。

それどころか、今上陛下の直宮である秋篠宮家の場合、幸い平成十八年（二〇〇六）悠仁親王がお生まれになり健やかに育つておられますが、現行典範によって次の次に皇太子となり天皇になられずと、秋篠宮家を継ぐことができません。お姉さまの眞子内親王と佳子内親王も女性だから宮家を継ぐことができない。さらに皇太子家も愛子内親王だけですから跡を継げない。ということで、全部いづれなくなってしまうような恐ろしい事態を避けられない。不当な制約が、今の典範にはあるのです。

(七) 典範改正による宮家新設

そこで、今度どうしたらいいのかということがクローズアップされ、先般から議論が行われております。その一つが現行典範を改正して、新しく女性宮家をつくることができなかつたという案であります。

もう一つは、さきほど申しました旧皇族の方々が皇族の身分に復帰できるようにするか、その男系の男子孫が皇籍を取得できるようにする。その上で、再生された皇族により、お子さまのない宮家を養子で相続してもらうか、新しく男性宮家をつくつていただく、という考え方もあります。これは既に「皇室典範問題研究会」というところでまとめられました「皇位の安定的継承をはかるための立法案」というものまで作られており、これに類する意見は多くの方が言っておられます。これも一つの考え方だと思えます。

その案を検討する場合、ぜひ考えてみられたらよいと思われるのは、旧宮家一般ではなくて、そのうち明治天皇の四内親王が降嫁されました四宮家です。そのご子孫は母方を通じて明治天皇につながりますから、女系もしくは母系ということになります。こういう方々は明治天皇の内親王を一世と数えれば、その玄孫にあたる四世の方々が現在

三十歳代前後ですから、そういう方々が優先的に皇籍を取得され、そのお子さんが皇族として生まれ育ち宮家を相続されるのであれば、それ以外の遥かに数百年も離れた現皇室と四十親等も遠い方々よりは、現皇室とのつながりが深いという意味で、よろしいのではないかという気がします。とはいえ、それも法的および現実的に極めて難しい問題があると言わざるをえません。

そこで、もう一つの現在皇室におられる未婚の皇族女子を当主とする女性の宮家を新たに作る、という案であります。その場合、一代限りの宮家とするか、その子孫（一定の世代）まで相続できる宮家とするか、両案が考えられます。しかも、前者の一代宮家案にも二つの考え方があります。

その一つは、現行法でも可能であります。現行の「皇室経済法」によりますと、皇族費の配分に関して、「独立の生計を営む内親王に対しては、定額（親王）の二分の一に相当する額の金額とする」とか、女王に対しても、内親王に準じて十分の七の額を出すと定めてあります。これは、皇族女子が結婚しないで独立の生計を営もうとすれば、ある意味で宮家的なものができ、そこに宮号を賜われれば女性宮家ができることとなります。ただ、その方は結婚せずに独立しているのですから、一代限りで終わってしまいます。

もう一つの考え方は、皇族女子が結婚される時、一般から入る夫も、その間に生まれる子どもも皇族と認めないとか、その間の子を皇族としても相続を認めない（その子が結婚する際に皇族の身分を離れる）という案です。これは早い段階から、一部の政治家や評論家の出している案であります。しかし、前者では、皇族女子が結婚しても、入った夫もその子供も皇族と認めなければ、妻たる皇族と夫たる一般人、母たる皇族と子供たる一般人が別籍になってしまい、一つの家に身分の違う母と父子が同居しているようなことになりすから、これは不適切というほかありません。また、後者にしても、一代限りで終わりますから、皇室の永続にはつながりません。

そうなりますと、やはり皇族女子を当主とし、その夫も子供も皇族とする、そういう女性宮家を新たにつくり、その子どもに相続を認めるのが当然であろうと思われます。これは皇族男子のもとに一般女子が結婚して入れられたら、一般女子も皇族となられ、その間のお子さんも皇族になれる、男性宮家と同様のことであります。

その場合、ひとつ問題になりますのは、現在皇族としておられる未婚女子は、内親王がお三方、それから女王が五方ですが、このすべてに宮家をたてることを認めるのか、それとも内親王だけに限るのか、あるいは、女王の内でもご長女だけに限るのか、いろいろな議論がなされております。

この点について私は、現在、皇族がどんどん減っている状況ですから、すべての皇族女子に宮家を立てることができるとは思いません。原則、結婚すれば全員宮家を創設することが可能だとしておく。その上で、ご本人のご意向やその時々事情によって、辞退することができ、または辞退していただく、という運用の工夫をするということが必要だと思えます。

率直に申しますと、これから制度変更しましても、実際の運用は簡単にはいかないかもしれません。たとえば、三笠宮系に五名おられますが、ご長女の彬子女王、先般この大学の百三十周年・再興五十周年にお出ました。いただいた彬子女王は満三十歳であられます。それから他の方々も、二十歳代であられます。これらの方々は、今の制度のもとで民間に出ることを前提にお育ちであり、大学も卒業され就職までしておられる方もありますから、こういう方々が本宮家に宮家を立て皇室に留まることを諒解されるかどうか、なかなか難しいかもしれません。

でも、私はせめて三笠宮家を継ぐために彬子女王、また高円宮家を継ぐために承子女王が宮家を継がれますように、早くからお願いをしておかなければいけないのではないかと、思っております。まして内親王のお三方に關しましては、やがて悠仁親王が皇太子となり即位なされれば、そのお身内として、お姉さまの眞子内親王も佳子内親王も従姉の

愛子内親王も、皇族として皇室に留まっておられるということが望ましい。そう考えますと、眞子内親王は秋篠宮家を継がれ、佳子内親王は独立の宮家をたてられるか、お子さまのない常陸宮家あたりを継がれる。また皇太子家の愛子内親王も新たに女性宮家をお立てになる、ということが必要だろうと思われます。しかしながら、そのお子さまたちがどんどん増えていった場合どうするのか。宮家を継がれる方以外は、順次皇室を離れていただく、といった調整も必要になってくるかもしれません。

この辺りは、我々が外からかれこれ言うことではなく、皇室御自身で相談され天皇がお決めになれるようにしておくべきだと思います。最初に申しましたとおり、近代に入って皇室も法のもとに置く形になっておりますが、それは必要最小限の規定に留めて、後は皇室内の方々で具体的にお進めいただくということでありたいと思います。

その場合、現在の制度では、皇室会議というのがあります。そこで相談して決めることになっております。皇室会議は、皇族二名と三権の代表者八名から構成されますが、やや形式的になっております。これをもう少し実質化して、皇族二名の議員が天皇・皇族のご意見を十分にお聞きになってまとめられ、それを皇室会議に反映されるとか、皇室会議の議長である総理大臣が天皇や皇族のところへ出向いて御意向を十分承り、それを皇室会議に十分反映させるといったこともする必要があるかと思われます。

なお、最近もう一つの案が出ております。それは先ほど申しましたように、明治二十二年の皇室典範四十四条に、降嫁される女子は特旨を以て内親王・女王の称号を尊称として用いることができるという規定がありました。そこで、これを使って、結婚により皇室を出てしまわれる皇族女子も、内親王とか女王という称号を使えるようにして、皇室のご活動を助けてもらったらよいのではないか、という一見まことにもっともな考え方です。しかも、具体的に紀宮清子内親王は、平成十七年に黒田慶樹さんと結婚されて、黒田清子となっておられますが、つい先だって、伊勢

神宮の臨時祭主にも就任されました。この方は内親王として立派に成長なさり、一両陛下のためにも十分に尽して来られましたから、こういう方に再び内親王の称号を持ってもらつたらどうか、というわけであります。

これは、いかにも良さそうな案にみえます。しかしながら、皇族というのは特別の身分でありまして、皇族を離れてからも皇族の称号を尊称として使うことを認めるのは、皇族と国民の境を曖昧にしてしまうことになりかねませんので、よほど慎重に考えなければいけないと思います。

そのことを指摘した上で、なお私は、元皇族の方々にも、いろいろなお役割を果たしていただけるようにする必要があると考えています、先ほども申しましたように、伊勢神宮の臨時祭主をなさるといふようなこともありますし、他にも皇室関連のいろいろな名誉的なお仕事があります。そういうことを十分お務めいただけるような役割をきちんと定め、それに伴う待遇もきちんと決めるといふことが必要であろうかと思ひます。先般の有識者会議でも、最後にそのことを申しました。私は内親王とか女王の号をそのままお使いになることはよくないと思ひますけれども、皇室を出られてからも元内親王・元女王として皇室を外から支え助けられるためのお働きをしっかりとしていただけると、公的な任務と待遇を検討する必要があると申し上げたわけですから。

おわりに

これらにつきまして、今なお議論が行われております。今後どのように推移するかわかりません。けれども、私どもが願うことは唯一つであります。それは私どもの構成する日本国の中心に立つておられます皇室が、二千年余り続いてきましたように、これからも末永く続くことであります。それが最大の願いでありまして、そのためにどういふことを考え、どうしたらいいかといひますと、もちろんなるべく伝統を尊重することでありまふ。

ただ、伝統というのは、決して一定不変のものではありません。現に大宝令制で、皇室の方々の后妃は皇族に限るとされましたが、既に奈良時代から光明皇后が入られ、その後ずっと多くは藤原氏や源氏など臣下の女子が皇后・皇太子妃等々に入ってきました。これは新例です。あるいは、かつてはなかった皇子・皇女の臣籍降下も、諸王が天皇の猶子となつて親王宣下を受けることも、それによつて宮家を世襲することも、それぞれ新例です。さらに、皇室の外から入つた皇后をも陛下という敬称で呼ぶようになり、長らく続いてきた側室を止め庶子の継承を認めなくなつたのも新例です。そういう意味で、男系男子が大事なこと、それを今後も優先すべきことは、言うまでもありませんが、それだけにこだわつていれば立ち行かなくなつてしまう恐れが高まつているのです。

とりわけ大きな変革は、旧典範まで認めていた側室の庶子を、一夫一妻制のもとで嫡子のみとされることになつた。それゆえ、一夫一妻制のもとで必ず男子を得られるか、嫡子が得られるかと言えば、かなり難しい例が現に起きています。その結果、今のままでは、やがてすべて宮家がなくなつてしまいかねません。

従つて、天皇直系の男子がおられればその男子に継いでいただく。現在、皇太子殿下がおられ、秋篠宮殿下がおられ、悠仁さまもおられますから、その方々に皇位を継いでいただけるよう万全の努力をしなければなりません。けれども、その先に、悠仁親王が結婚されて必ず男子がお生まれになるとは限りませんから、あらゆる想定をして、女性天皇も女系天皇も制度的に可能性を開いておく必要があります。しかし、それは三代も先のことでありますから、当面まず宮家がなくなつてしまふかも知れない対策として、皇族女子も宮家を立てたり継いだりできるようにしておく、という最小限の改革が必要ではないか、というのが私などの考えであります。

この点についても、いろいろな御意見があるかと思ひます。それを十分に検討した上で、まさに日本国民にとつて最大の願ひである、我が国の皇室が末永く続いていくために、まず今何をすべきか、五年後・十年後に何をすべきか、

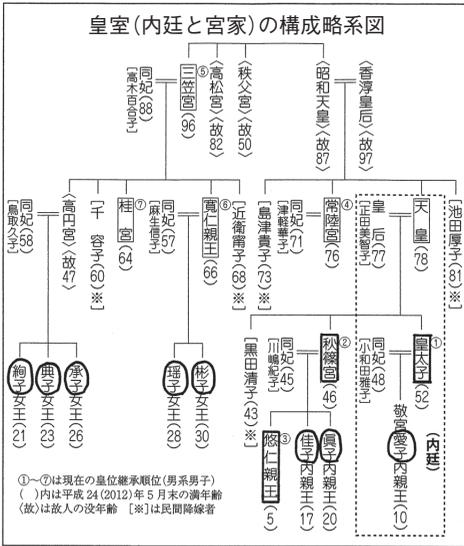
二十年後・三十年後に何をすべきか、ということ全体として考えながら、その第一歩を踏み出すことが必要ではないかと考えております。

かなり多岐にわたりましたが、これで終わらせて頂きます。御清聴ありがとうございました。

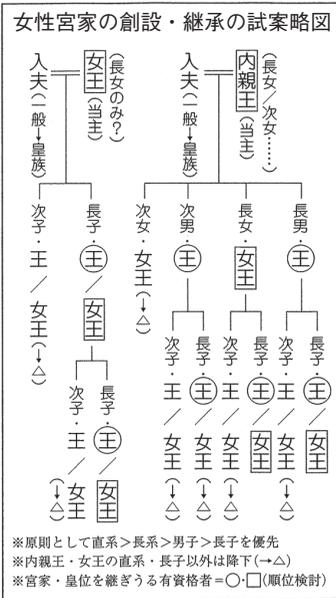
(ところ いさお・法学博士。京都産業大学名誉教授、モラロジー研究所研究主幹、本学特別招聘教授)

〔付記〕 この講演の参考資料を入力し、また録音の文字化と編集について、大平和典・千枝大志両氏など関係各位の御尽力を頂

き感謝にたえない。

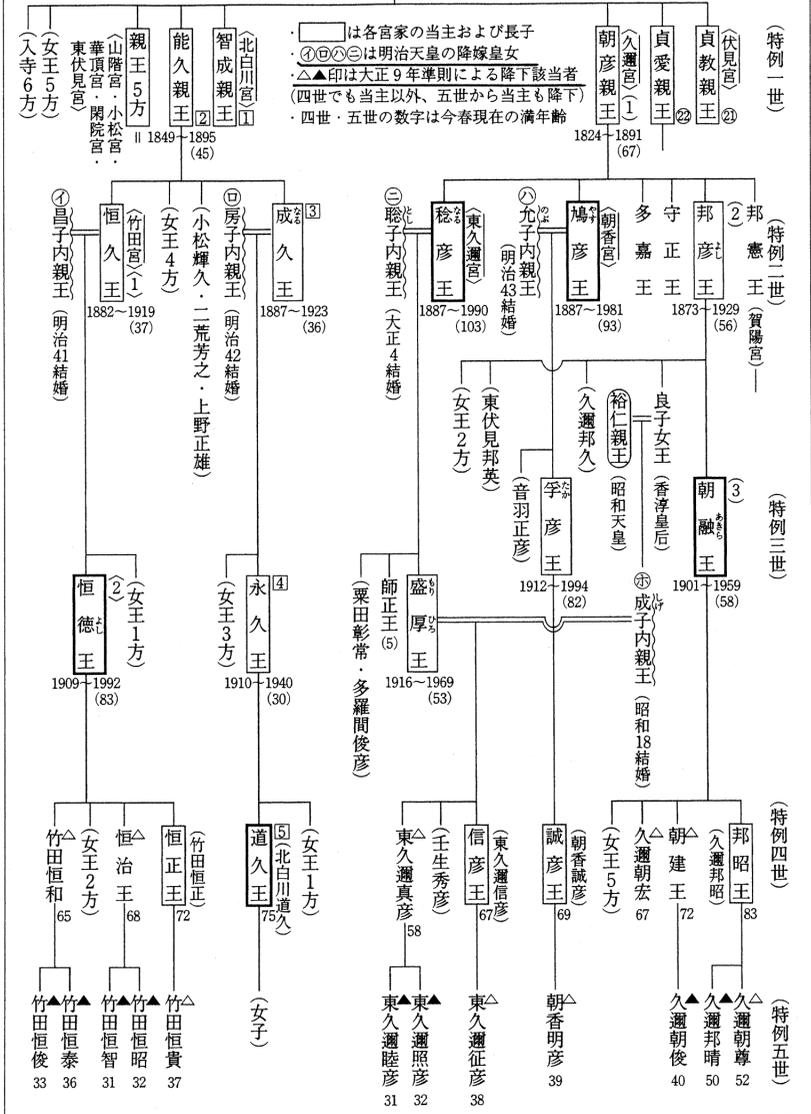


宮家制度の成立と展開 (一)所



近代宮家(直宮以外) 皇女降嫁の宮家構成

〈伏見宮 16世紀②代〉 邦家親王
1802-1872 (70)



IV 現存宮家の相続と新宮家の創設

⑨法的制約

- ①旧制約：①旧典範増補では、旧皇族（臣籍降下者）の復籍不可
 ②旧降下準則では、特例限外の5世以下すべて臣民
- ②新制約：1 皇位に準じて宮家も「皇統に属する男系の男子」のみ相続
 9 内廷も宮家も「養子をする（取る・出す）ことができない
 12皇族女子は一般男子と結婚すれば皇室に留まることができない。
 ※1・9により既に秩父・高松宮の両家が廃絶、やがて常陸宮家も桂宮
 家も存続不可となる。12により傍系の三笠宮家・高円宮家だけでな
 く、直宮の秋篠宮も皇太子家も継承不可能となる。

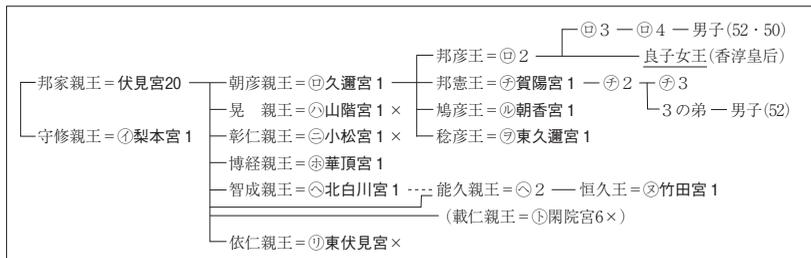
⑩制度改正

- ③旧皇族の皇籍復帰（①否定）か、その男子孫の皇籍取得（②否定）、そ
 の再生皇族による継子ない宮家の養子継承（9改正）と男性宮家の増設
 ※⑥系の旧11宮家中、65年後（平成24年）現在の特例4世当主6名（83・
 80・75・72・69・67歳）
 ※旧宮家子孫の未婚男子9名（特例5世代50・37・36・32・31歳／特例6
 世代16・14・6・2歳）
 ※⑦系の旧4宮家⑧②準則を内親王子孫（女系）にも適用すれば4世代に
 未婚男子数名（30歳代）
- ④皇族女子（内親王・女王）を当主とする女性宮家の創設（12改正）。そ
 の子孫による女系宮家の継承
- (i)皇族女子は全員創設可能とし、本人の意向と当代の事情により皇室会議
 の議を経て辞退承認
- (ii)皇族女子と結婚する一般男子（入夫）も、その子孫も皇族（継承は男子
 優先、次子以下は順次離脱）
 ※「皇室会議」の責任重大：天皇・皇族のご意向を慎重に推測し、入夫の
 詮議に万全を期する。
 ※一代宮家（入夫と子孫を皇族としなし）では、妻と夫・母と子が別籍と
 なり宮家も継続しない

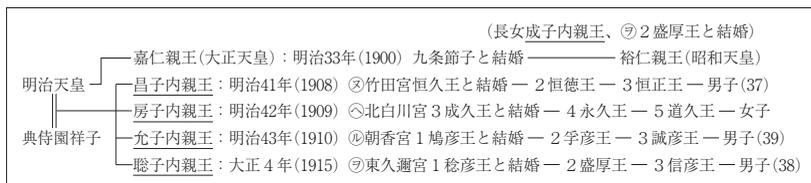
Ⅲ 近代の傍系(伏見宮系)宮家の特色

⑥伏見宮邦家親王の王子多数…出家→還俗し宮家創立

(1802生～1872薨)



⑦明治天皇 4 内親王の降嫁宮家



⑧傍系皇族の臣籍降下

①明治40年(1907) 皇室典範増補：1 「王は勅旨又は情願により家名賜ひ華族に列せしむ…」

2 「王は勅許に依り華族の家督相続人となり、又は…華族の養子となることを得」

6 「皇族の臣籍に入りたる者は皇族に復することを不得」（君臣の分義）

②大正9年(1920) 「皇族の降下に関する施行準則」：「皇玄孫（4世親王）の子孫たる王…長子孫の系統四世以内（5世～8世）を除くの外（9世以下）勅旨により家名を賜ひ華族に列す」

※付則「但…故（伏見宮20）邦家親王の子を1世（特例1世王）とし実系により之を算す」

③昭和22年(1947)10月、GHQの皇室財産凍結強制により11宮家51名（男26・女25）皇籍離脱

(ロ) 当主と正室の間に嫡子がなければ側室の庶子でも継嗣に充て(嫡子15:庶子36)、また庶子もなければ天皇の皇子か他の宮家の王子を継嗣に迎えられた(「四親王家の継承次第」系図参照)。

④四親王家

- ⑥伏見宮家：(1)栄仁親王(1368宣下)～(20)邦家親王(1817宣下)～(26)△
- ⑦桂宮家：(1)智仁親王(1591宣下)～(11)淑子内親王(1842宣下)×
- ⑧有栖川宮家：(1)好仁親王(1605宣下)～(10)威仁親王(1878宣下)×
- ⑨閑院宮家：(1)直仁親王(1718宣下)～(6)載仁親王(1878宣下)～(7)×

※宮家出身の皇位継承者……⑥から後花園天皇(1428)、⑦から後西天皇(1654)、⑨から光格天皇(1779)

⑤桂宮家の継承……10代のうち、実子3例(2智忠、7家仁、8公仁)、養子7例(皇子、3穩仁、4長仁、5尚仁、6文仁、9盛仁、10節仁/皇女、11淑子)。※11代のうち嫡子1:庶子10

※^{すみこ}淑子内親王……文化12年(1829)1月、仁孝天皇と典侍甘露寺研子の間に誕生(幼称^{とき}敏宮)。

天保11年(1840)閑院宮5代愛仁親王(23)と婚約(2年後薨去)、同13年(1842)内親王宣下(淑子)。

安政元年(1859)4月の大火により異母弟孝明天皇(29歳)桂宮邸宅に避難(翌年還御)。

万延元年(1860)異母妹和宮親子内親王(15歳)桂宮邸に仮居の間、将軍徳川家茂への降嫁勅定。

文久元年(1861)12月、桂宮邸へ淑子内親王(33歳)入居。翌2年10月、同家の諸大夫から桂宮家相続申請(孝明天皇勅許)。翌3年(1862)4月、淑子内親王(35歳)が桂宮11代当主に就任。

慶応2年(1866)4月、淑子内親王、一品・准后宣旨(桂准后宮、孝明天皇女御九条夙子より上席)。

明治14年(1881)10月、京都で薨去(53歳)により絶家。

詳伝：宮内省編『四親王家実録・桂宮実録・淑子内親王』3冊(No. 75362～4)

6 「皇族費は、(内廷以外の宮家) 皇族としての品位保持の資に充てる……」(その三「独立の生計を営む内親王に対しては、定額の二分の一に担当する額の金額とする」)

②皇室構成者の現状と将来

内廷5方：天皇陛下(78)・皇后陛下(77)／皇太子徳仁親王(52)・同妃(48)／a 愛子内親王(10)

宮家6家：秋篠宮家…文仁親王(46)・同妃(45)／b 眞子内親王(20)・c 佳子内親王(17)・悠仁親王(5)

常陸宮家…正仁親王(76)・同妃(71)

三笠宮家…崇仁親王(96)・同妃(89)

※〔秩父宮家〕〔高松宮家〕(ともに御子なく廃絶)

寛仁親王家…〔寛仁親王(66)〕・同妃(57)／d 彬子女王(30)・e 瑠子女王(28)

桂宮家…宜仁親王(64)

高円宮家…〔憲仁親王(47)〕同妃(58)／f 承子女王(26)・g 典子女王(23)・h 絢子女王(21)

※三笠宮系に、男子(親王)3名あり、成人されたが、既に2名薨去、1名独身。孫の5名すべて女子(女王)…現行のままなら将来結婚により皇籍離脱

20年後：天皇(98)・皇太子(72)・文仁親王(66)・悠仁親王(25)……男系男子により皇位継承可能

皇族女子 a (30)／b (40)・c (37)／d (50)・e (48)／f (46)・g (43)・h (41)

II 近世の世襲宮家(四親王家)の継承

③直宮以外の傍系宮家も世襲可能な要因……(イ)大宝以来の令制では天皇の皇子(皇女)・兄弟(姉妹)のみ親王(内親王)→何世の王(女王)でも当代天皇の猶子(名目養子)となり親王宣下を受けられた。

- (7) その場合、女性宮家の範囲は、内親王（現3名）も女王（現5名）も全員可能とした上で、典範の原則にもある長系・長子を優先しながら、本人の意向や当代の事情を考慮して、皇室会議の議により辞退することができる運用を工夫する必要がある。
- (8) また皇族女子と結婚する一般男子は（旧宮家・旧華族の子孫が望ましいけれども、適任の純日本人であればよい）、入夫として皇族になる。さらに、その子孫も皇族として宮家を相続するが、長系・長子以外は順次皇籍を離れるようにして適宜調整する必要もある。
- (9) なお、皇族女子が皇籍を離れた後も内親王・女王の称号を尊称とすれば、皇族と国民の区別が曖昧になる一因となろう。しかし、元内親王・元女王は、皇室の多様な活動を外から支え助けることができる公的な任務と待遇を検討する必要もあると思われる。

宮家の来歴と今後の在り方に関する参考資料

I 皇室（天皇・皇族）の制度と構成

①現行の天皇（皇室）制度

- 日本国憲法 1 「天皇は、日本国の象徴であり、日本国民統合の象徴……」
 2 「皇位は世襲のものであって、国会の議決した皇室典範の定めるところに基づき、これを継承する」
- 皇室典範 1 「皇位は、皇統に属する男系の男子が、これを継承する」
 (2. 直系>長系優先、庶子否定)
- 9 「天皇及び皇族は、養子をする(取る・出す)ことができない」
 12 「皇族女子は、天皇及び皇族以外の者と婚姻したときは、皇族の身分を離れる」
- 皇室経済法 4 「内廷費は、天皇並びに皇后……皇太子、皇太子妃……及び内廷にあるその他の皇族の日常の費用その他内廷諸費に充てる……」

皇族女子を当主とする宮家の設立とその在り方

(京都産業大学名誉教授・モラロジー研究所教授) 所 功

要 旨

- (1) 現行の憲法に「皇位は世襲」と規定され、皇室典範に皇位継承の有資格者は「皇統に属する男系の男子」と限定されている。この原則は、できるだけ維持する必要がある、しかも現在、三代先(次の次の次)まで維持可能な見通しが立っている。
- (2) しかし、三笠宮家に三名の男子がおられても、三男が47歳、長男も66歳で亡くなり、さらに次男は独身という現実を直視すると、決して樂觀できない。皇位は皇統に属する皇族の継承こそ根本要件であり、将来的に女子・母系の可能性も開く必要がある。
- (3) しかも現行の典範は、庶子の継承を否認し、皇族の養子を禁止し、皇族女子の宮家設立を否定している。そのため、現行の宮家は早晚全滅し、将来、悠仁親王の周囲に若い皇族が皆無となるかもしれない。従って、そうならないよう、今あらゆる工夫努力を要する。
- (4) 念のため、宮家の歴史を振り返ると、嫡子も庶子も当代天皇の猶子(名目養子)となり親王宣下を蒙れば、宮家を相続(世襲)することができた。また桂宮家では、幕末に男子の猶子を得られないため、皇女(淑子内親王)を当主に迎えた実例がある。
- (5) ついで近代の宮家は、ほとんど伏見宮家の20代邦家親王から分立している。そのうち、北白川・竹田・朝香・東久邇の4宮家には、明治天皇の4内親王が降嫁され、さらに久邇宮家から女王が入内されているから、この5宮家は、母方を通して現皇室と血縁が近い。
- (6) そこで、皇族の確保には、上記5宮家の子孫が皇籍を取得する案も検討に値する。しかし、それ以上に必要なことは、現在未婚の皇族女子(30~10歳)が結婚により当主となる女性宮家の設立・相続も可能とする典範改正(12条の削除など)を実現することである。

	7・20 桂宮所蔵(細川幽斎旧蔵)古今集伝授書類を御所で天皇に供す。
明治11(1879)50	11・17 仁孝天皇女御鷹司禊子30年祭に後月輪陵へ遣使代拝。 3・15 京都博覧会開催中、庶人の桂別邸拝観を許可。12・10 御礼に桜楓各30本受贈。 5・21 久邇宮朝彦親王(56)を桂宮邸に招き能を催す。 6・19 東京の神宮司庁出張所に神殿建設のため梨本宮と金30両を寄付。 10・15 天皇(28)入京奉迎に蹴上へ遣使。 12・23 桂宮伝来の「貫之真跡万葉集」(残欠)を模写のため内務省博物館へ貸与。
明治12(1880)51	7・31 コレラ流行の予防薬購入補助に金15円を上京区へ下賜。
明治13(1881)52	12・6 後桃園天皇100年式年祭に月輪陵へ遣使代拝。 正・28 嵯峨天竜寺に本坊再建料として金50円を寄付。 5・26 御召により和歌一首(勅題・紅葉)を献上。 7・5 皇族の賄料(従来の別途給与金等廃止)毎年金2万5000円を賜う。 7・17 天皇(30)滞京中、桂宮邸に行幸され拝謁。御昼餐を供し能を催す。
明治14(1882)53	11・20 歯根潰瘍悪化により天皇侍医診療。 12・12 光格天皇80年式年祭に後月輪陵と御牌殿へ遣使代拝。 正・28 桂宮当主の病氣平癒祈願のため伊勢両宮と多賀社へ遣使代参。 3・11 天皇(31)東久世通禱を遣わし病氣見舞。9・11にも(皇后、人形下賜)。 3・19 保見会に金50円を寄付。4・3 豊国神社に厚総を寄付。 4・11 上京区11組学区の小学校教場増築に金25円を寄付。 10・3 午前1時17分薨去。天皇・皇太后・皇后より遣使弔問。 10・13 遷霊式(入棺) 10・20 今熊野の皇族墓地で葬場祭(喪主は小倉輔季)。
明治15(1883)	2・25 桂宮邸門外庭に霊殿を建立。5・31 泉涌寺山内の墓所竣成(六角墳)
◇ 19(1884)	2・12 桂宮の称号を宮内省に預く。2・27 桂宮歴代霊牌を相国寺慈照院に預く。

	7・31	皇族の家禄も賜米も廃止。代りに賄料毎年6800円下賜(1200円奥向の支出)
明治7(1874)46	9・5	太陽暦の採用により誕生日を換算し4月7日と定む。
	4・8	妹静寛院宮(29)東京移住の暇乞に参殿、能を催す。
	8・7	桂宮7代長仁親王(後西帝皇子)200回忌を相国寺慈照院で修す。
明治8(1875)47	3・7	京都御所内で開催の博覧会に所蔵の太刀・硯匣などを出陳。
	4・10	桂宮10代節仁親王40年祭(神式)を御書院の上段の間で執行。
	4・20	京都府に病院設立の援助金200円を寄付。
	5・3	両陛下の御真影を拝領。5・3 禁中御文庫の釣鐘・御花台・御屏風など拝領。
	6・2	思召により年金300円を賜う。6・26 第2皇女梅宮の誕生に囃子を催す。
(以上、第二冊)	11・9	京都の神宮教会所建設に金20円を寄付。
明治9(1876)48	2・24	仁孝天皇30年祭により泉涌寺の山陵と般舟院へ代拝。
	2・24	船岡山に建勲神社(祭神織田信長)築造のため桜樹50本を寄付。
	3・13	京都御所内で開催の博覧会に所蔵の太刀・短刀・三筆書などを出陳。
	6・17	京都在住の華族(15~50歳)、交替で桂宮に祇候(初回5名)。
	8・11	初代伝来の硯匣文台を天皇に献上。天皇より金300円を下賜。
	9・9	東山霊山で幕末維新殉難者の招魂祭あり金50円を寄付。
	12・23	昭憲皇后(44)京都滞在中、桂別邸行啓あり、家令を遣し参内。
明治10(1877)49	正・27	英照皇太后(30)を蹴上で、正・28 天皇(27)を京都駅で、奉迎に家令代拝。
	正・30	孝明天皇10年祭により後月輪東陵へ遣使代拝。
	2・3	天皇、賀茂上下両社行幸の後、皇太后・皇后と桂宮邸へ行幸啓、能を催す。
	3・18	天皇、嵐山に行幸、桂別邸へ臨御。
	3・20	旧大宮御所内で開催の博覧会に所蔵の宸翰・太刀・調子笛などを出陳。
	6・10	年金1000円を賜う(従来300円)。9・29 年金1200円に改定。

明治2 (1869)41	<p>3・1 天皇(18)東幸に先立ち、参内して祝品を献ず。</p> <p>3・21 賀茂社に馬二匹奉納し平安祈祷。</p> <p>4・22 桂宮 8代公仁親王の100回忌を相国寺円明塔で修す。</p> <p>8・23 英照皇后(37)の大宮御所に参上。</p> <p>9・23 昭憲皇后(21)東啓に先立ち、参内して餞別を贈る(当時、皇后は殿下・行啓)。</p> <p>10・5 青蓮院で見送りに遣使。</p> <p>10・16 桂宮の家紋を14葉菊中赤の紋に改む。4年6・17 皇族家紋を14葉一重裏菊と定む</p>
明治3 (1870)42	<p>正・24 仁孝天皇25回忌により桂宮邸内住人に白米2石を施与。</p> <p>正・28 桂別業の修復料として領内村々に金700両を預け置く(桂川修理は国庫負担)。</p> <p>⑩・20 鹿苑寺(金閣)と相国寺慈照院に各々大般若経600巻を納む。</p> <p>12・17 永世家禄として現米1015石を賜う。</p>
明治4 (1871)43	<p>正・20 桂別業の11816坪を更めて拝領。</p> <p>2・8 天皇(20)より御板輿(御紋付のまま)拝領。</p> <p>4・29 楠社(湊川神社)造営料として金5000疋を寄付。</p> <p>6・26 桂宮7代家仁親王妃藤原直子150回忌を相国寺慈照院で修す。</p> <p>6・27 従来の借財を大蔵省より払い戻し、家禄の他に化粧料300石等を賜う。</p> <p>10・22 長岡明神社を桂宮邸に遷座。(上臈以下の給禄239石、家令禄200石)</p> <p>11・14 清和院に弥勒菩薩の預料として金3000疋・戸帳料500疋を寄付。</p>
明治5 (1872)44	<p>3・4 石薬師御門内の抱地2492坪を上納。</p> <p>3・18 英照皇太后(40)東啓に先立ち大宮御所へ参り餞別を贈る。</p> <p>6・1 天皇(21)西国巡幸中に桂宮邸へ行幸。静寛院宮(27)と共に拝謁。</p> <p>11・19 光格天皇33回祭により後月輪陵へ遣使代参。般舟三昧院牌前に供花。</p>
明治6 (1873)45	<p>3・6 京都御所内で開催の博覧会に所蔵の太刀・三筆書・貫之筆万葉集など貸上。</p> <p>5・10 5日の皇城炎上見舞に天皇・皇后に5000疋、皇太后に1000疋を献上。</p>

- 慶応元(1865)37
(以上、第一冊)
- 慶応2(1866)38
- 慶応3(1867)39
- 明治元(1868)40
- 2・14 吉田社再建のため、翌2年正・25 菅大臣社再建のため、各々白銀15枚を寄付
- 6・14 桂川修復の料として、川筋の村々に手許金500両を預け置く(利子を充当)
- 4・23 一品に叙され准三宮の宣下を蒙る(桂准后宮。座次は准后九条夙子より上)
- 6・1 近江国多賀社の社殿修復料、四天王寺の霊殿再建費に、各々白銀2枚を寄付
- 9・6 桂宮7代家仁親王100回忌を相国寺円明塔で修し、10・30 白銀2枚を寄付。
- 11・30 六孫王社に御紋付の帯と簾を寄付。
- 12・25 孝明天皇(34)麻疹重病により崩御。12・26 参内し服喪
- 正・26 諸費高騰により歴代の法要を縮少の旨、相国寺慈照院に伝達。
- 正・27 先帝葬送に参内。2・4 中陰忌に般舟三昧院、2・10 四七忌に泉涌寺へ納経代参。
- 4・5 先帝100日忌に般舟三昧院と泉涌寺へ遣使代参。
- 4・8 長岡天満宮に代参(以後、2月と9月に代参、明4年から2月のみ)。
- 5・2 高野山惣分方興山寺に寿齡長延の祈護料として白銀30枚を寄付。
- 9・28 孝明天皇陵築造の助勢に白銀30枚を献納。親王家6家で燈籠一対寄付。
- 10・26 生母の17回忌法事を相国寺慈照院で修す。10・27 清浄華院で付法要を修す。
- 12・9 明治天皇(16)の御前で王政復古の大号令渙発。世情不穏により内裏へ参入。
- 正・13 方今の時勢につき内裏へ金1000両を献ず。
- 2・30 桂宮10代節仁親王(仁孝天皇皇子)33回忌を相国寺円明塔・慈照院で修す。
- 11・4 桂宮初代智仁親王妃源氏(京極)200回忌を相国寺慈照院で修す。
- 12・19 孝明天皇3回忌に長福寺、12・24 後月輪東山陵、12・25 般舟三昧院へ代参。

桂宮第十一代・淑子内親王の略年譜稿

宮家制度の成立と展開
(所)

元号年(A D) 歳	月 日	主な関係記事(出典『桂宮実録』33~35『淑子内親王実録』(1~3))	所 功
文政12(1829) 1	正・19	仁孝天皇第3皇女、典侍藤原妍子の里甘露寺国長邸で誕生。幼名敏宮	
天保7(1836) 8	10・28	麻疹に罹り閑院宮邸を借用し静養。11・26 内裏に帰還	
〃 11(1840) 12	正・28	仁孝天皇(41)、敏宮を閑院宮5代愛仁親王(23)に嫁すべきを仰せ出さる。	
	7・20	幕府、敏宮に化粧料300石を贈進。	
	11・18	光格上皇(70)崩御により服喪。	
天保13(1842) 14	9・15	内親王宣下を蒙り、「淑子」の名を賜わる。	
	9・17	愛仁親王(25)薨去により婚約解消。	
弘化3(1846) 18	正・26	父仁孝天皇(47)崩御により服喪。	
嘉永4(1851) 23	10・26	生母甘露寺妍子の病死により服喪。	
安政元(1854) 26	4・6	内裏炎上により下鴨社・青蓮院・一条院を経て7・2閑院宮邸へ移居。	
万延元(1860) 32	10・18	桂宮邸に仮偶中の異母妹 ^{ちかこ} 和宮親子内親王(15)、將軍徳川家茂(15)への降嫁勅許。	
文久元(1861) 33	8・20	和宮(16)、姉淑子内親王の御殿造営を幕府に要請。	
	12・16	和宮東下後の桂宮邸(安政元年孝明天皇仮偶により桂御所と称す)へ移居。	
文久2(1862) 34	12・23	10月に桂宮家の家臣等が淑子内親王の当家相続を要請、孝明天皇(30)聴許。	
〃 3(1863) 35	4・23	内裏より桂宮邸へ入居。5・6 桂宮11代相続を相国寺の桂宮歴代牌前に代拝	
	7・19	孝明天皇(31)より米900俵を拝領(幕府献上分の頒物)。幕府、宮邸に文庫造進。	
元治元(1864) 36	3・5	生母の位牌を相国寺慈照院に納め開眼供養。	
	7・14	上御霊社に御紋付の提燈二張・白銀5枚を寄付。	
	7・19	蛤御門の変により内裏へ参入。歴代位牌を慈照院に預く。	
	10・3	桂宮3代穩仁親王(後水尾帝皇子)200回忌を相国寺円明塔で修す。	

(9) 典範改正による宮家新設

- ①旧皇族の皇籍復帰（(7)④6 否定）か、その男系男子孫の皇籍取得（(7)⑤否定）を特例立法で実現し、その再生皇族により継子のない宮家を養子相続（9条改正）し、男性宮家を増設する。

※皇室典範問題研究会「皇位の安定的継承をはかるための立法案」（平成24年『正論』3月号）

※(7)の降下準則を(6)の4内親王降嫁宮家の子孫（女系）にも適用すれば、明治天皇の玄孫（4世）世代に30歳代の未婚男子が数名あり、その皇籍取得による養子相続・宮家増設も。

- ②皇族女子を当主とする女性宮家の創設（12条を削除）

(i)一代限定の宮家…当人のみ皇族のまま独立（相続不可）

※皇室経済法6条（皇族費）③三「独立の生計を営む内親王に対しては、定額（親王）の二分の一」

同五「女王に対しては…内親王に準じて算出した額の十分の七」（共に独身ゆえ子孫なし）

※皇族女子が結婚しても、入夫と子孫を皇族と認めなければ、妻と夫、母と子が別籍となる。

(ii)原則永世の宮家…入夫も子孫も皇族（男性宮家と同様）

※皇族女子（内親王・女王）は、原則として全員が結婚すれば宮家を創立可能とした上で、本人の意向と当代の事情（皇族の総数などを考慮）により辞退可能な運用を工夫する。

※その結婚相手（一般男子）は、入夫となるが、当主にならない（皇位継承資格もない）

※その子孫（男女）は、女系皇族であるが、原則として全員に宮家の相続・創立を可能としたうえで、男子>長系>長子を優先して、女子・次系・次子以下は順次離脱する準則を作る。

※その創立・相続や辞退・離脱に関する審議・決定は、皇室会議の議を経るものとする（議長的首相から、天皇・皇族の御意向を承り、それを尊重しながら慎重に議事を進める）。

①大正9年(1920)「皇族の降下に関する施行準則」:「皇玄孫(4世親王)の子孫たる王…長子孫の系統四世以内(5世~8世)を除くの外(9世以下)勅書により家名を賜ひ華族に列す」

※付則「但…故(伏見宮20代)邦家親王の子を1世(特例1世王)とし実系により之を算す」特例2世・3世:ほぼ明治・大正生まれ。特例9世:ほぼ昭和戦前生まれ

②昭和22年(1947)GHQの皇室財産凍結強制により11宮家51名(男26・女25)皇籍離脱

※昭和29年、葦津珍彦氏「事情の如何に拘らず…君臣の分義を厳かに守るために…元皇族の復籍と言ふことは決して望むべきではないと考へられる」(神社新報社『天皇・神道・憲法』→平成8年選集再録)

※65年後(平成24年):特例4世の現存当主6名(83・80・75・92・69・67歳) その旧宮家子孫で未婚の男子9名(特例5世50・37・36・32・31歳/特例6世16・14・6・2歳)

Ⅲ 現存宮家の相続と新宮家の創設

(8) 現行典範による法的制約

1条、皇位に準じて、宮家の相続も「皇統に属する男系の男子(嫡子)」に限定

9条、内廷(天皇・皇太子)も宮家も「(皇族の)養子をする(取る・出す)ことができない」と禁止

12条、皇族女子は(皇族以外の)一般男子と結婚すれば「皇族の身分を離れる」と除外

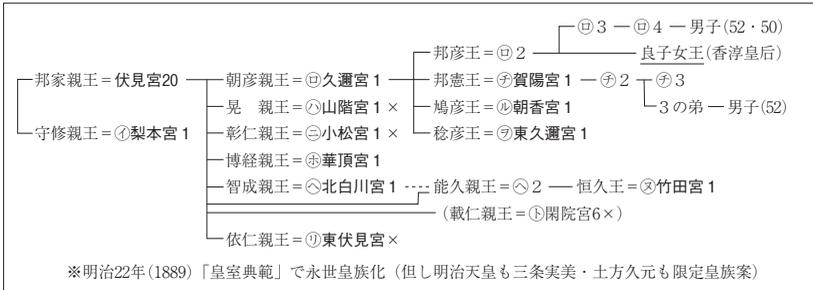
※1・9条により、既に秩父宮・高松宮の両家が廃絶、やがて常陸宮・桂宮の両家も存続不能。

※12条により、傍系の三笠宮家と高円宮家も、直宮の秋篠宮家と皇太子家も相続者不在化。

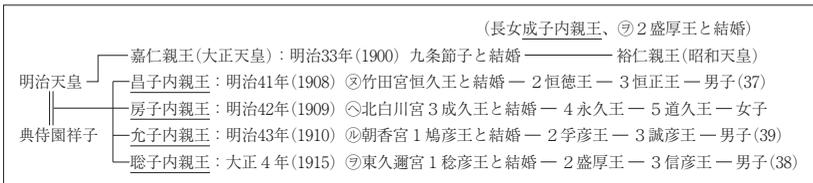
II 近現代の伏見宮系宮家

(5) 伏見宮邦家親王の王子多数…出家→還俗し宮家創立

(1802生～1872薨)



(6) 明治天皇4内親王の降嫁宮家



(7) 皇族(王・女王)の臣籍降下

①明治40年(1907)「皇室典範増補」: 1「王は勅書又は請願により家名を賜ひ華族に列せしむ…」

2「王は勅許により華族の家督相続人となり、又は…華族の養子となることを得」

6「皇族の臣籍に入りたる者は、皇族に復することを得ず」
(君臣の分義を厳守)

②大正7年(1918)「皇室典範第二増補」: 「皇族女子は、王族又は公族に嫁することを得」

※大正9年4月28日官報「(梨本宮)方子女王殿下へ、(朝鮮)王世子李垠殿下と結婚セラレタル後、仍ホ女王ノ称ヲ有セシメラル、旨、御沙汰アラセラレタリ」(明治皇室典範44条の適用特例)

I 前近代の世襲親王家

- (1) 親王…大宝令制(「継嗣令」)「皇兄弟(姉妹)・皇子(皇女)を皆親王(内親王)と為す〔女帝の子、亦同じ〕。以外は並びに諸王(女王)と為す。親王より五世は、王名を得と雖も、皇親の限りに在らず」
- (2) 宮家…「鎌倉時代以降……家号としての宮号が生まれ、やがて代々(天皇の猶子となる形で)親王宣下を蒙って宮家を世襲する、いわゆる世襲親王家が成立した」(上記①)

(3) 四親王家

- ④伏見宮家 …(1) 榮仁親王(1368親王宣下)～(20) 邦家親王(1817親王宣下)～(26)△
- ⑤桂宮家 …(1) 智仁親王(1591親王宣下)～(11) 淑子内親王(1842内親王宣下)×
- ⑥有栖川宮家…(1) 好仁親王(1605親王宣下)～(10) 威仁親王(1878親王宣下)×
- ⑦閑院宮家 …(1) 直仁親王(1718親王宣下)～(6) 載仁親王(1878親王宣下)×

※宮家出身の皇位継承者…④から後花園天皇(1428)、⑦から後西天皇(1654)、⑤から光格天皇(1779)

- (4) 桂宮家の継承…10代のうち、実子3例(2 智忠、7 家仁、8 公仁)、養子7例(皇子、3 穩仁、4 長仁、5 尚仁、6 文仁、9 盛仁、10 節仁／皇女、11 淑子)。

※11代のうち嫡子1：庶子10(四家全体で嫡子15：庶子36)

皇女当主淑子内親王：別掲「桂宮第十一代・淑子内親王の略年譜稿」参照(出典：宮内省編『桂宮実録 淑子内親王』3冊)

宮家制度の成立と展開（講演参考資料）

所 功

○史料集・研究書

- ①宮内庁編『皇室制度史料』皇族四「宮家の制」（昭和61年、吉川弘文館）
 - ②霞会館編『平成新修 旧華族家系大成』全2巻（平成8年、吉川弘文館）
 - ③武部敏夫「世襲親王家の継統について」（昭和35年『書陵部紀要』12号）
 - ④高久嶺之介「近代皇族の権威集団化過程」（昭和56年、同志社大学人文研『社会科学』27・28）
 - ⑤浅見雅男『闘う皇族』（平成17年、角川選書）、同『皇族誕生』（同20年、角川書店）
 - ⑥小田部雄次『皇族—天皇家の近現代史—』（平成21年、中公新書）、同『天皇と宮家』（同22年、新人物往来社）
 - ⑦所 功『皇室典範と女性宮家—なぜ皇族女子の宮家が必要か—』（平成24年、勉誠出版）
 - ⑧特集「天皇家と宮家」（平成18年『歴史読本』11月号→増訂版、所功編著『日本の宮家と女性宮家』（同24年9月、新人物往来社）
 - 1 所 功「皇室史上の宮家制度」、2 今谷明「中世の親王家と宮家の創設」、3 若松正志「閑院宮家の創設」、4 久保貴子「桂宮家と女性当主」、5 藤田大誠「宮門跡の還俗」、6 梶田明宏「戦前の皇族降下」、7 清水節「終戦と宮家・皇族」、8 小田部雄次「占領下の皇族降下」、9 野村玄「四親王家の歴史と系譜」、10 大平和典「近世から近代の十一宮家」、11 川田敬一「大正天皇の親王家」、12 高橋紘「昭和天皇・今上天皇の親王家」（他に近現代の天皇・直宮家・十一宮家の写真など）
- ※増訂刊本では、4と9の代わりに拙稿「四親王家の歴史と系譜」を加える予定。